# 行政歯科職による災害時対応について



熊本県有明保健所 楠田 美佳

# 熊本地震の規模、県民への影響

- 〇 震度 6 弱以上の地震が 7 回、うち震度 7 は 2 8 時間内に 2 回発生 (観測史上初)
- 震度 6 弱以上の大地震に見舞われた県民は本県人口の 8 3 %に及び、少なくとも 県民の 1 0 %以上が避難(阪神・淡路大震災の約 2 倍)

#### 地震・被害の規模 ※熊本地震の余震は平成29年5月23日現在で4,332回以上。

|          | 震度 6 弱以上                 | 余震<br>発災から15日間 | 被災市町村人口<br>(震度6弱以上)     | 最大避難者数<br>※1           |
|----------|--------------------------|----------------|-------------------------|------------------------|
| 熊本地震     | <b>7回</b><br>うち震度 7 が 2回 | 2,959回         | 約148万人<br>(県人口の約83%)    | 約18.4万人<br>(県人口の10.3%) |
| 阪神・淡路大震災 | 1 回                      | 230回           | <b>約232万人</b><br>(同42%) | 約31.7万人<br>(同5.7%)     |
| 新潟県中越地震  | 5回                       | 680回           | 約38万人<br>(同16%)         | 約10.3万人<br>(同4.2%)     |

※1 避難者数は、指定避難所内の人数であり、避難所以外の車中泊等の人数は含まれない。

「災害時の歯科保健医療体制をめぐって ~平成28年熊本地震等を受けて~」第66回口腔衛生学会ミニシンポジウム,2017年5月31日

# 被害の概要

※平成29年5月2日段階の速報値(確定値ではない)

#### (1)人的被害

|     | 人数      |
|-----|---------|
| 死 者 | 225人    |
| 重症者 | 1, 141人 |
| 軽症者 | 1,550人  |
| 計   | 2,916人  |

#### <死者の内訳>

- ① 警察が検視により確認している死者数 50人
- ② 災害による負傷の悪化又は避難生活等における 身体的負担による死者数 170人
- ③ ②のうち市町村において災害弔慰金法に基づき 災害が原因で死亡したものと認められたもの

(167人)

④ 6月19日から6月25日に発生した豪雨による被害 のうち熊本地震との関連が認められた死者数 5人

#### (2) 住家被害

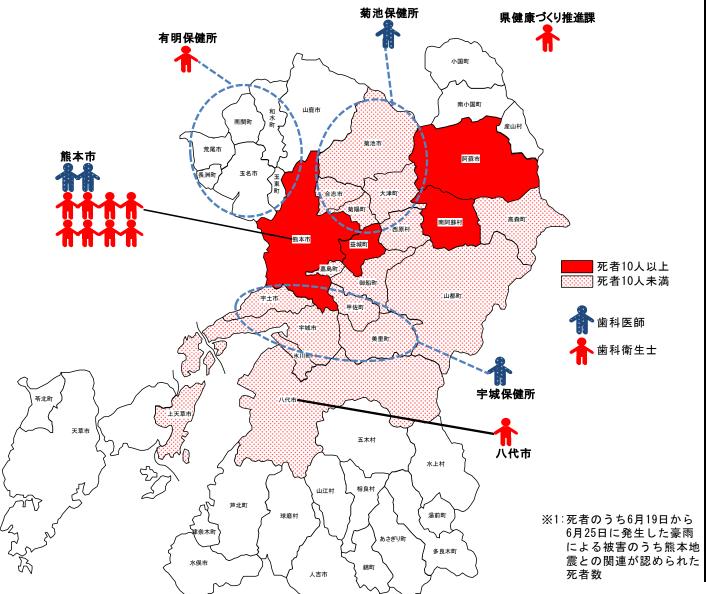
|      | 被害棟数     |  |  |
|------|----------|--|--|
| 全 壊  | 8,664棟   |  |  |
| 半 壊  | 34,026棟  |  |  |
| 一部損壊 | 147,742棟 |  |  |
| 計    | 190,432棟 |  |  |

(注) り災証明申請件数ベースの市町村もあるため、複数の世帯が入居するマンションなどが重複の可能性あり。

| 避難所と避難者数 | (最大時 H28.4.17) |  |  |
|----------|----------------|--|--|
| 市町村数     | 3 8市町村         |  |  |
| 避難所数     | 855か所          |  |  |
| 避難者数     | 183,882人       |  |  |

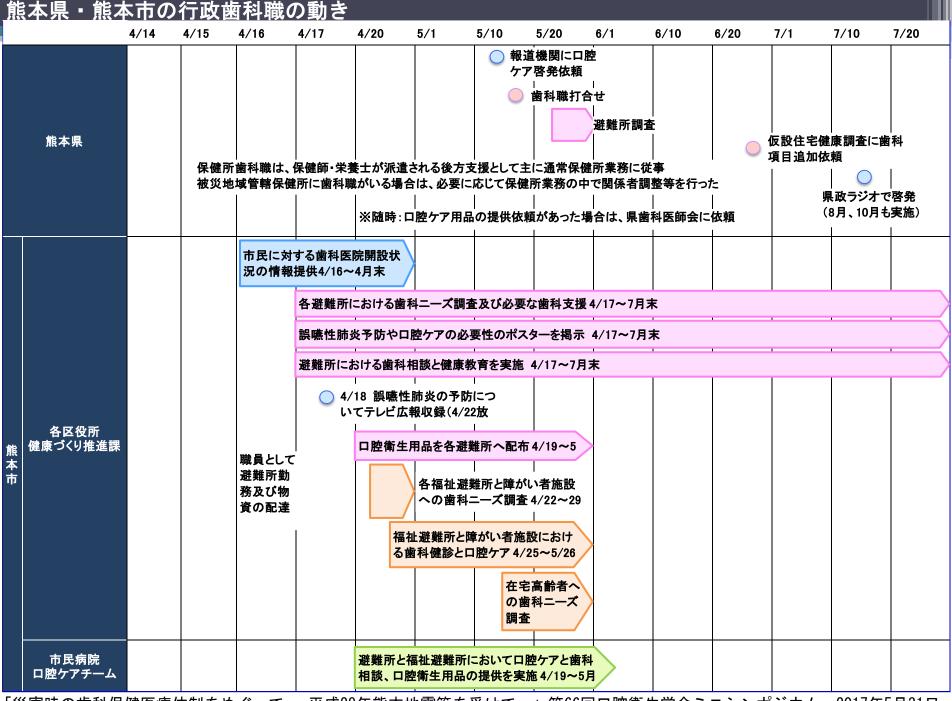
※ 平成28年11月18日で避難所は0か所となった。

## 行政歯科専門職の配置状況



|       | 死者  |            |        |        |
|-------|-----|------------|--------|--------|
|       |     | <b>※</b> 1 | 重症者    | 軽症者    |
| 熊本市   | 72  | 2          | 738    | 943    |
|       |     |            |        |        |
| 宇土市   | 9   | 2          | 23     | 18     |
| 宇城市   | 8   |            | 48     | 95     |
| 美里町   | 1   |            | 5      | 1      |
| 宇城管内  | 18  | 2          | 76     | 114    |
| 玉名市   |     |            |        | 18     |
| 玉東町   |     |            |        | 1      |
| 和水町   |     |            |        | 3      |
| 南関町   |     |            |        | 1      |
| 玉名管内  | 0   | 0          | 0      | 23     |
| 山鹿市   |     |            |        | 4      |
| 鹿本管内  | 0   | 0          | 0      | 4      |
| 菊池市   | 3   |            | 20     | 56     |
| 合志市   | 6   |            | 27     | 56     |
| 大津町   | 4   |            | 26     | 10     |
| 菊陽町   | 6   |            | 14     | 15     |
| 菊池管内  | 19  | 0          | 87     | 137    |
| 阿蘇市   | 17  |            | 6      | 98     |
| 南小国町  |     |            | 1      | 2      |
| 小国町   |     |            | 2      | 4      |
| 産山村   |     |            |        | 2      |
| 高森町   | 3   |            | 2      |        |
| 南阿蘇村  | 27  |            | 29     | 120    |
| 西原村   | 8   |            | 18     | 38     |
| 阿蘇管内  | 55  | 0          | 58     | 264    |
| 御船町   | 9   |            | 11     | 10     |
| 嘉島町   | 5   |            | 11     |        |
| 益城町   | 37  |            | 132    | 31     |
| 甲佐町   | 3   |            | 16     | 2      |
| 山都町   | 1   |            |        |        |
| 上益城管内 | 55  | 0          | 170    | 43     |
| 八代市   | 4   |            | 12     | 17     |
| 氷川町   | 1   |            |        | 3      |
| 八代管内  | 5   | 0          | 12     | 20     |
| 人吉市   |     |            |        | 2      |
| 球磨管内  | 0   | 0          | 0      | 2      |
| 上天草市  | 1   | 1          |        | 2      |
| 天草管内  | 1   | 1          | 0      |        |
| 計     | 225 | 5          | 1, 141 | 1, 552 |

「災害時の歯科保健医療体制をめぐって ~平成28年熊本地震等を受けて~」第66回口腔衛生学会ミニシンポジウム、2017年5月31日



「災害時の歯科保健医療体制をめぐって ~平成28年熊本地震等を受けて~」第66回口腔衛生学会ミニシンポジウム,2017年5月31日

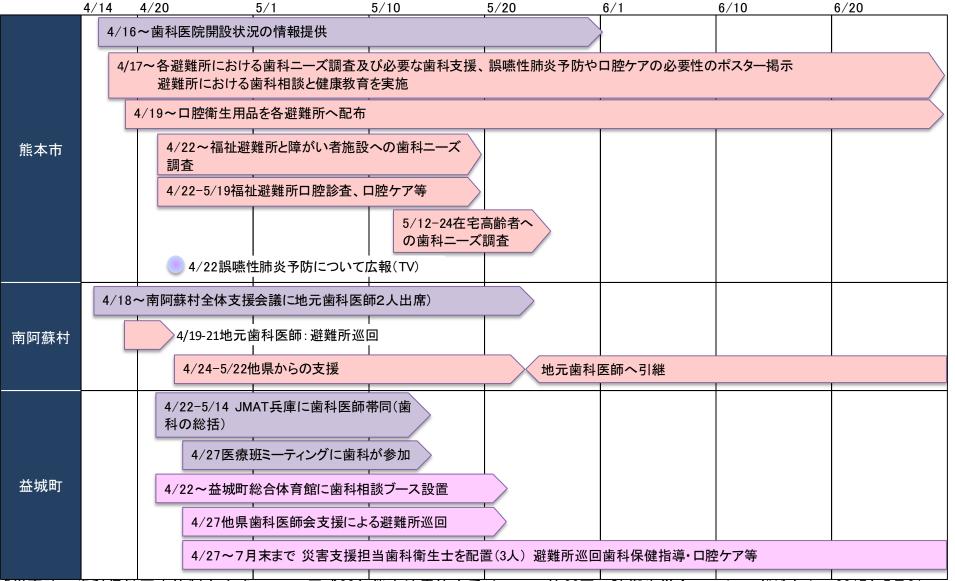


#### 主な被災市町村における歯科支援

熊本市:行政歯科医師・歯科衛生士を中心とした支援

南阿蘇村:地元歯科医師、他県からの歯科支援チームを中心とした支援

益城町:統括JMAT兵庫の歯科医師、県歯科医師会、県歯科衛生士会、他県からの歯科支援チームを中心とした支援



「災害時の歯科保健医療体制をめぐって ~平成28年熊本地震等を受けて~」第66回口腔衛生学会ミニシンポジウム,2017年5月31日

#### 熊本地震支援活動の特徴⑥

# 多く残った歯科支援活動の課題

- ☆ 行政の混乱による情報不足
- ☆ 災害歯科コーディネーターの役割
- ☆ 県行政歯科医療職の災害時の配置や特命
- ★ 県外派遣チームの宿泊施設確保
- ☆ 職種間の連携不足
- ☆ 指揮命令・報告・要請系統の混乱
- ☆ 医療と保健の同時進行
- ☆ 報告書関係への歯科支援活動の記載

#### 熊本県歯科医師会 常務理事 牛島先生の資料より

# 支援活動で困ったこと

- 市町村や保健所と連携できた地域もあったが、 避難所情報等が得られず、支援活動を開始す るのが遅れたり、支援活動の介入ができない 地域もあった。
- 在宅被災者や仮設住宅については支援できていないところがある。
- 県外からの支援には、個人ボランティア等も 多く、被災者の負担にならないような歯科支 援活動調整に混乱が生じた。

避難所支援に従事した歯科衛生士との意見交換より

#### 熊本県災害医療提供体制の全体像(イメージ) 日本医師会、日本歯科医師会、日本薬剤 師会、日本看護協会等の全国組織 県医師会 厚生労働省 要請 他都道府 **JMAT** 【DMAT事務局】 県医療 他都道府県 要請 要請 チーム A県DMAT 歯科医師会 要請 B県DMAT 薬剤師会 熊本県災害対策本部 (県庁) 要請 消防 看護協会 医療救護対策室 (健康福祉部長=室長) 能本DMAT 要請 自衛隊 助言 熊大病院 県医師会 熊大病院 警察 県災害医療コーディネーター (統括DMAT) 歯科医師会 参集 日赤県支部 日赤県支部 海保 薬剤師会 DMAT調整本部 医療救護調整本部 **柔道整復師会** 本部長=コーディネーター 本部長=コーディネーター 関係機関 連携 看護協会 情報共有 関係機関 報告 支援 連携 支援 連携 派遣要請 支援 要請 派遣 地方災害対策本部 災害拠点病院 (地域振興局・保健所) 地域災害医療 市町村 コーディネート 医療救護現地対策室 DMAT活動拠点本部/ 災害対策 参集 本部長=統括DMAT 情報共有 チーム (室長=保健所長) 本部 **DMAT** 支援 災害拠点病院 SCU本部 自衛隊 消防 医療救護活動拠点本部 本部長=保健所長又は 連携 各医療関係 派遣 情報共有 地域の医師等 警察 団体等 海保 報告 派遣 報告 報告 派遣 被災現場 避難所 · 救護所 医療機関

熊本県医療政策課作成

「災害時の歯科保健医療体制をめぐって ~平成28年熊本地震等を受けて~」第66回口腔衛生学会ミニシンポジウム, 2017年5月31日

## 「熊本地震の概ね3か月間の対応に関する検証報告書」

円滑に対応できた点、課題となった点、課題に対する改善の方向性

#### <医療救護>

- (1) 災害派遣医療チーム(DMAT)等による医療救護
- (2) 災害派遣精神医療チーム(DPAT)による支援
- (3)薬剤師会、医薬品卸業協会等との連携
- (4) 災害支援ナースによる支援
- (5) 医療施設
- ※歯科関連は、(1)の医療救護の中に以下の通り記載あり。

#### 【円滑に対応できた点】

発災直後より地元歯科医師が歯科医療救護を行った。平成 28 年 4 月 23 日からは、九州地区連携歯科医師会が熊本県歯科医師会と共に、歯科治療が必要で通院が困難な避難者に対して応急処置を行う等の歯科医療救護活動を行った。

<参考 歯科治療の実績> 延べ 251 名 (平成 28 年 4 月 23 日~6 月 17日)

※ 「課題となった点」「課題に対する改善の方向性」については、歯科関連記載なし

## 「熊本地震の概ね3か月間の対応に関する検証報告書」

## 課題となった点、課題に対する改善の方向性

## く被災地における保健衛生対策>

#### 【県外保健師チームの派遣調整】

・調整外の保健師による現場の混乱→保健師チームの災害時支援、受援体制を 検討

#### 【行政管理栄養士等による食生活支援】

- ・他自治体からの行政管理栄養士を必要な場所へ速やかに派遣できず→行政管理栄養士の派遣調整について、行政管理栄養士の災害時支援体制を構築
- ・被災者への栄養食生活支援の遅れ→保健師活動などによる生活状況の確認の中で、栄養改善対策に活用できる仕組みを検討

#### 【被災者の口腔ケア】

・避難所での歯科保健医療ニーズの把握→他職種との連携体制の検討、研修会 や訓練の実施

## 「熊本県地域防災計画」(平成29年度修正)

## 歯科関連の追加・変更点

## <医療救護計画>

- > 積極的な情報提供先に「県歯科医師会」を追加
- ▶ 医療救護対策室に招集する関係機関に「県歯科医師会」を追加
- ※ 県医師会、県薬剤師会に対する医療救護班等の派遣要請の記載追加。 県歯科医師会への派遣要請は明記なし。

### <保健衛生計画>

- ▶ 「誤嚥性肺炎予防のための口腔ケア・歯科保健指導」を追加
  - 県歯科医師会及び県歯科衛生士会等と連携し、発災直後からの口腔ケアや歯科 保健活動等の的確な対応を行う。
  - 避難者が誤嚥性肺炎予防のための口腔ケアの必要性に関する知識の普及・啓発 を進めるとともに、発災時には報道機関と連携した早期からの有効な広報の展 開を図る。

# 行政歯科職の意見交換から

- ・被災者は、水不足や口腔清掃用品の不足等での口腔清掃ができない環境の中、義歯喪失による摂食機能低下等もみられ、口腔環境の悪化する者が増加していた。
- 避難所等における歯科保健医療ニーズは潜在化しやすいため、早期から歯科医療救護活動や巡回口腔ケア体制を構築し、支援活動を展開することが必要。
- ➤行政歯科職が発災直後から情報収集を行い、 支援体制の調整を行う。

# 行政歯科職の意見交換から

- 歯科専門職が配置されていない市町村においては、県・他自治体職員や県・地域歯科医師会から歯科専門職を派遣し、被災地の歯科保健医療の現状把握や調整を行っていくことが必要。
- 他都道府県からの支援チームやボランティア等を 調整する窓口となる受援体制が必要。

- ▶歯科専門職の配置がない保健所及び市町村 への県歯科専門職支援体制整備・共有化
- ≻他自治体歯科専門職の派遣体制の検討

# 今後に向けて

- ・県・市町村行政における災害時歯科保健医療対 策の明確な位置付け
- 発災直後から復興期まで歯科専門職が活動できる体制の整備
- 歯科保健医療関係者の災害時対応スキルの向上 (研修やマニュアルの整備)
- 平常時の地域関係機関・関係者との連携、住民への災害時歯科保健についての啓発